

令和4年度 かがしまジョブ・トライアル推進事業(鹿児島県委託事業)

インターンシップ体験事業所募集のご案内

事業所用

1 目的

雇用のミスマッチ解消と求職者の就業促進を図るため、県内の人手不足分野の事業所において、短期のインターンシップ体験を実施し、当該分野への就業促進を図る。

2 事業主体

受託者:鹿児島県職業能力開発協会

鹿児島市東千石町1番38号鹿児島商工会議所ビル3階

鹿児島県若者就職サポートセンター内 TEL.099(216)9001

3 事業実施期間

令和4年4月～令和5年3月

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、鹿児島県と協議の上インターンシップ体験を中止又は延期する場合があります。

4 参加対象者

県内で就職を希望する求職者(ただし、新規学卒者を除く。)

5 事業内容

県内の人手不足分野(建築・土木, 介護・福祉, IT関係等)で, 事務局へインターンシップ体験事業所として申込・登録されている事業所にて, 短期インターンシップ体験(職場体験)を実施する。

詳しくは, 「かがしまジョブ・トライアル推進事業対象分野・職種一覧表」のとおり。

なお, 上記対象分野でも, 事務・営業、販売、総合職等に係る職種は対象外となる。

(職場体験の例)

- ① 職場(仕事現場)体験
- ② 仕事内容説明
- ③ 職場(仕事現場)見学
- ④ 社員の方々との意見交換等

6 実施方法

- (1) インターンシップ体験受入れを希望する事業所(「体験事業所」といいます。)は「令和4年度 インターンシップ実施申込書」を事務局(「鹿児島県職業能力開発協会」(鹿児島市東千石町1番38号 鹿児島商工会議所ビル3階 鹿児島県若者就職サポートセンター内))へ提出して下さい。(持参・郵送・メール可)
- (2) インターンシップ体験実施日時・内容等は, 体験事業所とインターンシップ体験希望者の希望を聞いて調整します。(最長5日間)

- (3) 1日のインターンシップ体験時間は4時間未満とし、内容は、業務内容の説明、施設内見学を主としたものとしてください。
- (4) 体験事業所は、インターンシップ体験終了後15日以内に「令和4年度 インターンシップ実施終了届」（アンケート調査含む。）及び別途事務局から提示される「インターンシップ体験参加事業所アンケート」を事務局へ提出して下さい。（持参・郵送可）

7 受入事業所となるための要件

- (1) 鹿児島県内に事業所があり、体験場所も鹿児島県内であること。
- (2) インターンシップ体験参加者を採用する場合は、就業場所が鹿児島県内であること（県外にも就業場所がある場合、採用時の就業場所が鹿児島県内であること）。
- (3) 各種法令等を遵守していること。
- (4) 労働保険（労災保険・雇用保険）、社会保険の未手続事務所でないこと。
- (5) 労働基準法及び労働安全衛生法に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。
- (6) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要項第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等ではないこと。
- (7) インターンシップ体験の受入に理解があり、人材育成、業界発展に協力できること。

8 参加料

無料

9 参加者の傷害保険加入

インターンシップ体験期間中の事故に備え、事務局の負担により、参加者は傷害保険に加入します。

10 その他留意事項

- (1) 本インターンシップ体験受入に当たっては、令和4年度中に、インターンシップ体験と同一の分野・職種の求人をハローワークへ申込み予定がある事業所であることを前提とします。ハローワークでの求人申込の手続きを行う際は、求人申込書の求人に関する特記事項欄へ「令和4年度かごしまジョブ・トライアル受入事業所」と必ず明記してください。
- (2) インターンシップ体験事業所登録完了後は、事務局から受入事業所に登録完了通知を送付するとともに、鹿児島県のホームページで事業所名等を公開します。
- (3) 受入事業所において、インターンシップ体験期間中の雇用予約や採用選考はできません。インターンシップ体験者が求人応募を希望する場合には、後日、ハローワーク等の職業紹介事業所を通して申込むよう、受入事業所から体験者に依頼してください。